

学校施設等における石綿含有保温材等の 使用状況調査について（事前のお知らせ）

調査の実施について

- 今般の石綿障害予防規則の改正により、これまでの吹き付けアスベスト等に加え、新たに「石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材等」が規制対象となったことから、それらの使用状況等について調査を実施する予定です。
- この調査（＝全体調査）は、これまでの「吹き付けアスベスト等に係る調査」と同じ方法で実施することとし、第1回の提出期限を平成26年9月末とする予定です。ただし、この期限までに提出できるのは、全体調査を既に実施済み又は現在実施中の場合と考えられ、これから全体調査に着手する場合は、予算の確保等を含め、完了までに相当な期間を要するものと予測されることから、その後も引き続き、調査の完了したものについて定期的に提出を受けることとし、最終的には平成27年10月下旬までに提出していただく予定としています。
- とはいえ、全体調査の実施まで使用状況を把握せず、長期間放置することは避けなければならないため、第1回の期限までに全体調査が完了しない場合でも、児童生徒等の安全性を確保する観点から、特に「ばく露のおそれの有無」について特定調査を先行実施し、平成26年9月末までにその結果を提出していただく予定としています。なお、特定調査を実施した場合でも全体調査は実施し、最終期限までに結果を提出していただく予定としています。
- 全体調査又は特定調査の実施により、劣化、損傷等（ばく露のおそれ）を確認した場合は、専門業者等に相談の上、直ちに飛散防止のための応急処置を講じるとともに、引き続き速やかに、除去、封じ込め、囲い込み等の処置を講じてください。
- 特定調査については、後日、実施時のチェックポイントや調査票などを示した、より詳しい調査要領を送付する予定ですが、取り急ぎ、調査方法（案）を添付します。
- これまでの吹き付けアスベストに係る調査については、引き続き、例年通り行いますので、御留意ください。

今後のスケジュール

	（これまでの調査） 吹き付けアスベスト に係る調査	（今回から実施される調査） 石綿含有保温材等の使用状況調査	
		全体調査	特定調査
調査開始時期	平成26年9月下旬	平成26年7月上旬	平成26年7月上旬
第1回提出期限	平成26年10月下旬	平成26年9月末	平成26年9月末
第2回提出期限	—	平成27年3月末	—
⋮	—	⋮	—
最終提出期限	(平成27年度提出期限) 平成27年10月下旬	平成27年10月下旬	—

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査に係る 特定調査方法(案)

特定調査方法

1) 調査方法

教職員等が校舎等を巡回しながら目視により、室内等に露出して設置されている保温材や耐火被覆材等の劣化、損傷等の状況（ばく露のおそれ）について調査する。
煙突については、専門家又は専門業者等に依頼するなどして実施する。

2) 調査対象室等

教室や廊下、階段、便所、管理諸室など、児童生徒・教職員等が通常立ち入る場所及び煙突を対象とする。

※専門の作業員のみが立ち入るような機械室や床下ピット、共同溝内等については、特定調査では対象外とし、全体調査で対象とする。

3) 調査対象範囲

2) の室内等に露出して使用されている保温材や耐火被覆材等を対象とする。

※天井内や壁内等に隠れているものについては、特定調査では対象外とし、全体調査で対象とする。

4) 調査対象建材

調査対象建材は、平成8年度以前に完成した建築物及び工作物（改修工事も含む）に使用されている、次のアからウに掲げるもの（以下、「石綿含有保温材等」という。）とする。

ただし、石綿含有耐火被覆材*¹や石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種*¹の中には、それぞれ平成12年又は、平成16年頃まで製造されていた製品があるため、平成8年度以降、平成17年度頃までに完成した建物（主に鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造）に使用されている耐火被覆材は、調査対象建材とする。

また、煙突用断熱材は、上述の建築年にかかわらず、平成26年10月1日時点で保有する全数を調査対象建材とする。

*1：調査対象建材の製造年については、「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（依頼）」（平成17年7月29日付け17文科施設第154号）の参考資料や「目で見るアスベスト建材（第2版）国土交通省」（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf）及び「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（<http://www.asbestos-database.jp/>）などを参考に判断する。

ア：保温材：石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材など

イ：耐火被覆材：石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など

ウ：断熱材：煙突用断熱材

5) 石綿含有保温材等使用状況

- ・石綿含有保温材等については、次の調査区分Ⅰ及び調査区分Ⅱにより使用状況を記入する。
- ・石綿含有保温材等は、「除去」等の対策工事中であっても、平成26年10月1日時点で対策工事が完了していない場合は、該当項目に計上する。

調査区分Ⅰ 煙突用断熱材以外の石綿含有保温材等 (教職員等による巡回目視調査)

煙突用断熱材以外の石綿含有保温材等については、以下の項目について、使用状況を記入する。

○保温材

- a) 有 無：室内等に露出して使用されている保温材があるかどうかを確認。ある場合は、機関数及び保温材が使用されている室数を記入する。
- b) 劣化等有：室内等に露出して使用されている保温材のうち、劣化、損傷等があり石綿の粉じんの発散による、ばく露のおそれがあるものを使用している機関数及び室数を記入する。

○耐火被覆材

- a) 有 無：室内等に露出して使用されている耐火被覆材があるかどうかを確認。ある場合は、機関数及び耐火被覆材が使用されている室数を記入する。
- b) 劣化等有：室内等に露出して使用されている耐火被覆材のうち、劣化、損傷等があり石綿の粉じんの発散による、ばく露のおそれがあるものを使用している機関数及び室数を記入する。

調査区分Ⅱ 煙突用断熱材 (専門家又は専門業者等による調査)

煙突用断熱材については、1本ごとに以下の項目について、使用状況を記入する。

- a) 機 関 数：煙突を有する機関数を記入する。
- b) 建 築 年：煙突の年号を記入する。
- c) 区 分：煙突が校舎等の建物と一体で建築（建物一体形）されているか、煙突単独で建築（独立形）されているか記入する。
- d) 長 さ：煙突の長さを記入する。
- e) 太 さ：煙突の内径を記入する。（角形の場合は、内寸とする）
- f) 使用実態：平成26年10月1日時点で、煙突を使用しているか記入する。
- g) 石綿含有：石綿含有煙突用断熱材か記入する。
（石綿含有率がわかる場合は、その含有率も記入する）
- h) 措置済み：封じ込め状態^{*2}または囲い込み状態^{*3}（以下「措置済み状態」という。）のいずれかを記入する。
- i) 劣化等無：措置済み状態ではなく、煙突用断熱材の損傷、劣化等がなく石綿の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがないものを記入する。
- j) 劣化等有：措置済み状態ではなく、煙突用断熱材の損傷、劣化等があるため石綿の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがあるものを記入する。

*2：石綿含有保温材等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して粉じんが飛散しない状態。

*3：石綿含有保温材等が損傷、劣化し含有されている石綿が大気中に飛散しないように適切な材料で完全に覆い粉じんが飛散しない状態。（煙突については、ボイラー室等への開口部、煙突頂部や下部の点検口などを完全に覆い、粉じんが飛散しない状態）

(参考)


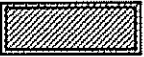
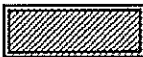
○石綿（アスベスト）含有建材データベース
<http://www.asbestos-database.jp/>

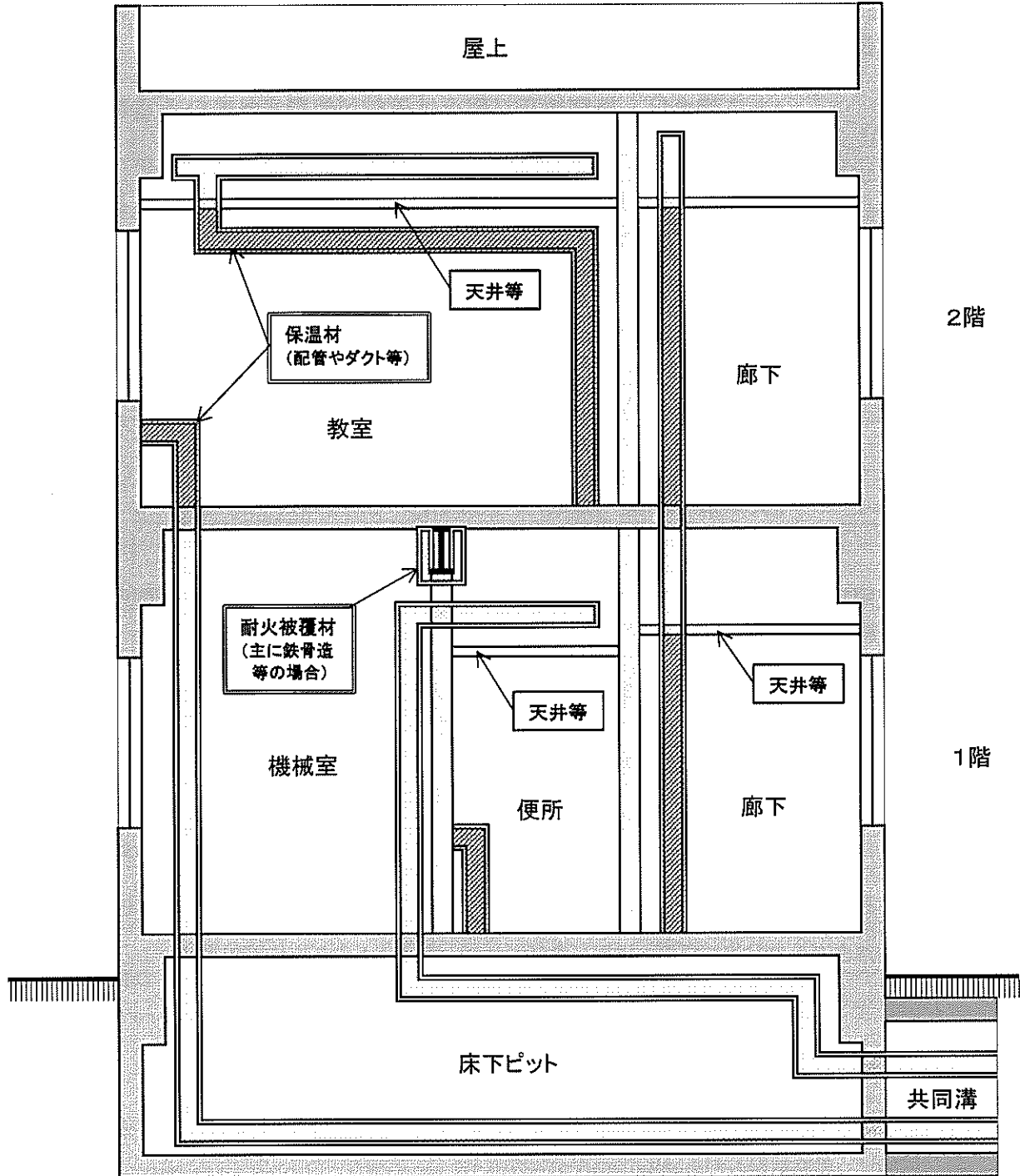
○「石綿ばく露歴把握のための手引」について
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/11/h1102-1.html>

○建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査
の全体調査と特定調査の調査範囲のイメージ

凡例

		全体調査の対象範囲(保温材等)を示す。
		特定調査の対象範囲(保温材等)を示す。(通常利用室の露出部分)



〇〇学校校舎(2階建) 断面図